

住宅・建築物の安全性向上に係る普及・広報モデルの開発及び効果検証に関する事業を
実施する者の公募についての公示

令和8年3月18日

国土交通省住宅局長 宿本 尚吾

下記のとおり、住宅・建築物防災力緊急促進事業（普及・広報事業）を実施する者の公募について公示します。なお、本公募は令和8年度予算によるものであり、令和8年度予算成立が事業実施の条件となります。予算の成立状況等によっては、特定が遅れること等もありますのでご留意ください。

記

1. 事業概要

(1) 事業名

住宅・建築物の安全性向上に係る普及・広報モデルの開発及び効果検証に関する事業

(2) 事業目的

国土交通省では、地震時等において安全な住宅・住宅地の形成に向け、住宅の耐震化について、「令和17年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消する」ことを政策目標として掲げ、所有者による耐震化への支援を行っている。

全国的な住宅の耐震化率は、令和5年時点で約90%に達している一方で、地域別に見ると、高齢化率が高い地域を中心に、耐震化率が60%に満たない地域が点在している状況にある。その要因として、耐震改修等を行うための資力不足のほか、耐震改修等を行うことについての動機不足やためらい等が考えられ、住宅の耐震化をより一層進めるための方策とともに、本格的な耐震改修等を行えない場合でも、居住者の命を守る観点からリスクを低減するための方策を含めて、効果的に普及・広報を実施していく必要がある。

また、直通階段が1つの建築物の火災安全対策やエレベーターの安全対策については、補助制度を創設している地方公共団体は僅かに留まるなど、必要性が広く認知されていないため、これらの対策についても、必要性や危険性を周知し、効果的に普及・広報を実施していく必要がある。

そこで、本事業では、住宅の耐震改修、直通階段が1つの建築物の火災安全対策、エレベーターの安全対策に関し、広く行政や民間事業者等が活用可能で効果の高い手法を構築することで、住宅・建築物の安全性向上に係る広報等の全国的かつ幅広い主体による展開を図ることを目的とする。

(3) 事業内容

- 効果的な広報等の検討及びその実証により、住宅・建築物の安全性向上に係る広報等に関して広く行政等が活用可能で効果の高い手法を構築する事業

(4) 事業期間

事業期間は、以下のとおり予定している。

令和8年4月1日（水）～令和9年3月12日（金）

(5) 留意事項及び国土交通省との調整等

- ・事業の実施に当たっては、国土交通省住宅局市街地建築課市街地住宅整備室と十分かつ密に調整すること。
- ・事業の実施により得られた成果を、国土交通省が住宅・建築物の防災性向上の推進に当たり活用することに同意すること。

2. 対象事業者の要件

次の要件の全てを満たす者。

(1) 公平性及び中立性に関する要件

- 知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。成果を活用したコンサルティング活動を行わないこと。
- 業務によって得た情報により新たな営利を得る者ではないこと。

(2) 技術能力に関する要件

- 住宅・建築物の安全性向上に係る基礎的な知識を有すること。
- 普及・広報に関する専門的な知見を有すること。
- その他、事業を的確に遂行する体制を有すること。

(3) 経理その他の事務に係る的確な管理体制及び処理能力に関する要件

- 経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。

(4) 事業実績に関する要件

官公庁の施策に係る普及・広報業務について、平成27年度以降に完了した業務において、1件以上の実績を有していること。

3. 提案の手続等

(1) 担当部局等

- ①担当部局 国土交通省 住宅局 市街地建築課 市街地住宅整備室 柳
- ②住所 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
- ③電話 03-5253-8111 (内線 39664)
- ④電子メール yanagi-n2qq@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

- ①期間 令和8年3月18日（水）から令和8年3月27日（金）
- ②場所 上記担当部局
- ③方法 上記担当部局にて紙媒体をもって手交又は電子媒体で交付
説明書の交付を希望する場合は、予め（1）の担当まで事前連絡を行うこと

(3) 申込書の提出期限、場所及び方法

- ①期限 令和8年3月27日（金）18時00分まで
- ②場所 説明書に記載
- ③方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）の場合は3部、電送又は電子メールの場合

合は1部。詳細は説明書による。

4. 留意事項

(1) 不適切な行為に対する措置

本事業の実施に当たり不適切な行為があった場合は、必要に応じて、次の措置を講じる。

- ・国土交通省が発注する業務に関する指名の停止
- ・国土交通省住宅局の他の補助事業又は委託事業への応募又は応札の制限
- ・補助事業者等の名称（法人の代表者、役員、経理に関する監査責任者の名称を含む。）、不適切な行為の内容等の公表
- ・補助事業者が建設業者、宅建業者等の許可等を得ている者の場合は、監督官庁への通報
- ・建築士又は建築士事務所が関与した場合は、監督官庁への通報

(2) 経理に関する留意事項

- ・本事業の着手に当たっては、本事業の経理に関する管理責任者を選任し、人件費に関する補助金が含まれる場合は、事業への従事状況を把握する体制を申告すること。
- ・人件費に関する補助金が含まれる場合は、業務日報等の従事状況を確認することができる書類等（業務管理システムのデータ、業務に係るメールの履歴、開催日時が記録された会議記録等）を保存し、国土交通省の求めに応じて、当該書類等の写しを提出すること。
- ・国土交通省の求めに応じて、本事業の実施期間中に、経理に関する検査、本事業に従事する者へのヒアリング調査等に対応すること。
- ・人件費に係る消費税は、補助金の交付対象とならないこと。
- ・本事業が完了したときは、本事業の経理に関する監査の実施報告書を提出すること（監査役又は監事がない場合は、経理に関する管理責任者以外の役員等が行うものとする。）。

(3) 内部取引（関係会社等からの調達）に関する留意事項

- ・本事業の交付申請には、関係会社等[※]からの調達をしない場合は、その旨を宣誓する宣誓書を添付すること。
- ・本事業の実施に当たり、関係会社等からの調達をする場合は、原則として関係会社等以外の2者を含めた3者以上の見積の結果から調達額が適正であることを示す資料を提出すること。
- ・虚偽の申請であった場合は、補助金の交付決定を取り消すことがあること。

※「関係会社」とは財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項で定めるものをいい、これに補助事業者の役員が役員に就任している法人を含め「関係会社等」とする。

(4) 事業実施に関する留意事項

交付決定後、事業実施中に募集要項等に定める要件を満たさなくなり適正に完了されない場合は、補助金を交付しないことがある。また、補助金の支払われた事業が、事業完了後に募集要項等に定める要件を満たさなくなった場合は、合理的な事由があるときを除き、原則として補助金の返還を求めることとする。

5. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3.(1)に同じ
- (3) 申込書の作成及び提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された申込書は、当該申込者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 申込書に虚偽の記載を行った場合は、当該申込書を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の資格の取消を行うことがある。
- (6) 採用された申込書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)により、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。なお、採用されなかった申込書は、原則破棄するため、返却を希望する場合は、申込書を提出する際にその旨を申し出ること。
- (7) 詳細は説明書による。

以上